

# 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習のご案内

兵庫労働局長登録教育機関（兵労基衛第27号）登録有効期間 令和11年3月14日

一般社団法人兵庫労働基準連合会神戸東事務所

金属アーク溶接等作業については、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」（12時間）を修了した者のうちから「特定化学物質作業主任者」を選任しなければならないとされてきましたが、この度、法令改正により、同作業に限定した「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習（6時間）」が新設され、同講習を修了した者のうちから「金属アーク溶接等作業主任者」を選任できることとなりました。 ついては、標記講習を下記により開催しますので、資格者の充足を図っていただきますようご案内します。

年間予定	講習日程	5月	7月	9月	12月	3月
:講習日は、3か月前に決まり次第○の月に記載いたします	学科 8:50分～17:50	30日(金)	○	○	○	○
★第1回5月30日(金)8時50分～17時50分	講習会場	(株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティーセンター				

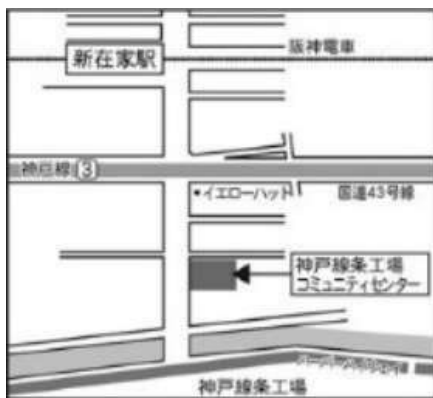
## 講習会場案内

学科講習会場※講習日程により、学科会場は異なりますのでご確認ください

(株)神戸製鋼所神戸線条工場コミュニティーセンター

神戸東労働基準協会

神戸市灘区浜田町4-1  
JR「六甲道駅」より南へ  
徒歩約15分  
阪神「新在家駅」より南  
へ徒歩7分



各線「三宮駅」下車南  
へ徒歩約8分  
三宮再整備に伴い、通行  
できない部分があります  
のでご注意ください  
神戸市案内 サイト



講習会場には公共交通機関でお越し下さい（自転車、単車、自動車等の駐車場所はありません）

受講資格と料金請求書等はweb予約システムマイページよりダウンロードください

12,870円/名（受講料 11,000円 + テキスト代 1,870円）

- ・料金は、申込日から15～20日以内をメドに下記口座へ振込願います。振込手数料はご負担下さい。
- ただし、締切日直前の申込の場合は、講習5日前までに振込願います。

振込口座 みなと銀行 三宮支店 普通口座 1756989 シャ) 兵庫労働基準連合会神戸東事務所

定員 20名

受付終了日：講習日の7日前 ただし、定員になり次第締切ります。

## 申込方法及び注意事項

- 受講申込は、神戸東労働基準協会HPから、[兵庫労働基準連合会・協会web予約システム](#)へお進みください  
注) 予約入力時外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等に記載の氏名を入力下さい
- 修了証発行のため、受講者の顔写真を貼付下さい⇒写真データ(ファイル形式jpg)  
申請前6か月以内、上三分身正面脱帽、無背景、鮮明なカラー写真  
修了証に使用しますので、証明写真に準じるものをアップロードください(満面の笑顔や顔が斜めになっているものは不可)
- 納入された受講料は、原則返金いたしません。
- 受講者の変更は可能ですが受講日の5日前までに申出下さい。
- 受講日に欠席、遅刻、早退された方等は、講習時間不足につき、修了試験は受けられません。
- ご提出の個人情報は、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。

## 受講時準備品

受講票、筆記用具（鉛筆、消ゴム）、本人確認書類（運転免許証、健康保険証、在留カード等）、印鑑、昼食等

## 講習カリキュラム

時間	科目	講習時間
8:30- 8:50	受付	
8:50-9:00	オリエンテーション	
9:00-10:10	健康障害と予防措置(10分休憩含む)	1時間
10:10-12:20	作業環境の改善(10分休憩含む)	2時間
12:20-13:10	昼食休憩	
13:10-15:30	保護具(10分×2休憩含む)	2時間
15:30-16:30	関係法令	1時間
16:30-16:40	休憩	
16:40-17:50	ガイダンス、修了試験	1時間

[申込はこちら](#)



労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになりました

Web 受付申込 旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

①氏名の入力 Web による申し込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を、入力してください。

戸籍上の名前が 神戸 太郎 で、旧姓を使用した名前が 兵庫 太郎 の場合の記載例：神戸 太郎（兵庫 太郎

②証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本（コピー不可）、住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

尚、自動車免許証又はマイナンバーカード等で確認出来る場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。

原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。※証明書類による確認が出来ない場合は、記載できません